

国住指第4330号
令和3年3月12日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

建築士事務所登録の際の要件について（技術的助言）

平素より建築行政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「当面の規制改革の実施事項」（令和2年12月22日 第9回規制改革推進会議）において、「国土交通省は、建築士法第23条に基づく建築士事務所の都道府県知事への登録について、同一都道府県内に複数の業務拠点を設けようとする場合等において、合理的な登録が可能となるよう要件を整理し、関係者に周知する」旨が示されたことを受け、下記のとおり建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく建築士事務所の都道府県知事への登録の際の要件を整理いたしましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村及び関係者に対しても、この旨周知願います。

記

建築士法第23条第1項において、一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない旨規定されています。また、登録にあたっては、建築士法第24条第3項各号に掲げる建築士事務所の技術的事項の総括等を行い、建築士事務所の業務を適切に管理するため、専任の管理建築士を配置する旨規定されています。

本規定に基づき、同一都道府県内に複数の業務拠点を設ける場合において、それぞれで設計等を業として行おうとする際には、それぞれの業務拠点に専任の管理建築士を配置し、その業務を管理できるようにしたうえで建築士事務所として登録することが必要ですが、設計等を業として行う一の業務拠点に全ての建築士を所属させ、当該業務拠点に配置された専任の管理建築士がその業務を管理する際には、当該業務拠点を建築士事務所登録するこ

とで対応可能です。

特に、近年のIT技術やテレワークの進展等により、建築士事務所に所属する建築士の設計等について、遠隔地から実施できる場合もあることから、建築士事務所登録の運用にあたっては建築士事務所において、専任の管理建築士がその業務を適正に管理できるかどうかをとらえることが重要です。

なお、建築士事務所には、専任の管理建築士を置かなければならないと規定されておりますが、当該規定について、これまでどおり兼任を行うことは認められませんが、テレビ会議等を用いて適切に管理が行えるのであれば、常駐については要しないものとして差し支えないことを申し添えます。

以上